

横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金交付要綱

制 定 令和 2 年 4 月 1 日 こ子第 737 号(副市長決裁)

最近改正 令和 4 年 6 月 3 日 こ保運第 278 号(局長決裁)

(目的)

- 第 1 条 幼稚園の設置者等が幼稚園教諭等に支給する住居手当等に対し補助を行うことにより、幼稚園教諭等の人材の確保、定着及び離職防止を図るとともに、幼稚園における預かり保育を推進する。
- 2 横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定するもののうち、横浜市内に設置されている私立幼稚園をいう。

(2) 設置者等

幼稚園の設置者又は設置者に委任を受けた者をいう。

(3) 幼稚園教諭等

幼稚園教諭免許を有する者、保育士資格を有する者、看護師免許を有する者をいう。

(補助事業の内容等)

- 第 3 条 設置者等が、幼稚園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、当該幼稚園教諭等に住居手当を支給する場合に、その一部を補助する。
- 2 設置者等が幼稚園教諭等用宿舍を借り上げ、幼稚園に勤務する幼稚園教諭等が当該宿舍に居住している場合に、必要な費用の一部を補助する。

(補助金の交付対象)

第 4 条 補助金の交付対象は、幼稚園の設置者等であり、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業、又は、横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業を実施していること。
- (2) 幼稚園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、当該幼稚園教諭等に住居手当を支給していること。又は、幼稚園教諭等用宿舍を借り上げ、幼稚園に勤務する幼稚園教諭等を当該宿舍に居住させていること。

(補助対象となる幼稚園教諭等の要件)

第 5 条 補助対象となる幼稚園教諭等(以下「補助対象幼稚園教諭等」という。)は、幼稚園に

勤務する常勤の幼稚園教諭等とする。なお、常勤とは、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している状態のことをいう。

2 幼稚園の設置者及び施設長は、補助対象幼稚園教諭等から除くものとする。

(補助対象となる賃貸住宅等の要件)

第6条 補助対象となる賃貸住宅等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 第5条に規定する補助対象幼稚園教諭等が賃貸借契約を結んでいる居住用の家屋(以下「賃貸住宅」という。)であり、原則として市内に所在するものとする。ただし、特段の理由がある場合は、市外に所在する賃貸住宅も対象とする。

(2) 第5条に規定する補助対象幼稚園教諭等を居住させるため、設置者等が借り上げている居住用の家屋(以下「借り上げ宿舎」という。)であり、原則として市内に所在するものとする。ただし、特段の理由がある場合は、市外に所在する借り上げ宿舎も対象とする。

2 前項第1号及び第2号のいずれの場合も、設置者等が所有する居住用の家屋は、補助対象とならない。

(補助対象期間)

第7条 補助対象とする期間は、本市の一会計年度において年度開始から年度終了までとし、1か月を単位とする。

2 補助対象期間は前項で定める期間のうち、補助対象幼稚園教諭等が月の初日から末日まで補助対象となる賃貸住宅等に居住した月とする。

(補助対象経費)

第8条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、設置者等が幼稚園教諭等に当該年度内に支給する住居手当及び借り上げ宿舎にかかる賃借料のうち設置者等が当該年度内に負担する費用とする。

2 補助対象幼稚園教諭等1人当たりの補助対象経費の月額上限は、40,000円とする。

(補助金の額)

第9条 私立幼稚園等預かり保育事業実施園における補助金の額は、別表1のとおりとする。

ただし、補助対象経費と別表1に定める補助基準額を比較し、低い金額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園における補助金の額は、別表2のとおりとする。

ただし、補助対象経費と別表2に定める補助基準額を比較し、低い金額に2分の1を乗じて得た額とする。

3 私立幼稚園等預かり保育事業と私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の両方を実施する幼稚園における補助金の額は、別表1及び別表2に定める額を合計した額とする。ただし、補助対象経費と別表1及び別表2に定める補助基準額を合計した額を比較し、低い金額に2分の1を乗じて得た額とする。

4 前3項の規定により算出した補助金額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 10 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 補助金規則第 5 条第 2 項第 1 号に基づく書類

横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金事業計画書（第 2 号様式）

(2) 補助金規則第 5 条第 2 項第 3 号に基づく書類

横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金収支予算書（第 3 号様式）

(3) 横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金補助対象幼稚園教諭等一覧（別紙 1）

(4) 就業規則及び給与規定等の住居手当等に関する規定が確認できる書類

(5) 不動産賃貸借契約書（写し）

(6) 幼稚園教諭免許状及び保育士証及び看護師免許証（写し）

（変更交付申請）

第 11 条 交付申請後に、申請内容に変更が生じた場合には、横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金変更交付申請書（第 1 号様式の 2）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 申請内容の変更が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項で定める変更交付申請書類等の提出期限は、別途定めるものとする。

（交付の決定の通知）

第 12 条 補助金規則第 8 条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により行うものとする。

2 前条第 1 項に規定する変更交付申請に対する交付決定は、横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金変更交付決定通知書（第 4 号様式の 2）により行うものとする。

3 補助金規則第 6 条第 3 項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金不交付決定通知書（第 5 号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第 13 条 補助金規則第 9 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請の取り下げ期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 10 日以内の日とする。

（実績報告）

第 14 条 設置者等は当該年度の補助事業等が完了したときに、補助金規則第 14 条第 1 項の規定により速やかに横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金実績報告書（第 6 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 補助金規則第 14 条第 1 項第 1 号に基づく書類

横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金実績明細書（第 7 号様式）

(2) 補助金規則第 14 条第 1 項第 2 号に基づく書類

横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金収支計算書（第 8 号様式）

(3) 貸金台帳及び給与台帳等の住居手当支給額等が確認できる書類

2 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により、同条第 1 項第 3 号に規定する書類による報告については省略できるものとする。

3 補助金規則第 14 条第 5 項第 3 号の規定により補助金等の適正な執行が担保されていると市長が認める設置者等は、第 2 条第 2 号に規定する設置者等とする。

(補助金額の確定通知)

第 15 条 補助金規則第 15 条による補助金額の確定通知は、横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金確定通知書（第 9 号様式）により行うものとする。

(補助金の交付の請求)

第 16 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金請求書（第 10 号様式）により行うものとする。

(補助金の経理)

第 17 条 設置者等は、本要綱に基づく補助金を受領したときは、補助金規則に基づき、適正に管理し、本事業の実施に係る経費以外にこれを流用してはならない。

(補助金に関する調査)

第 18 条 市長は、補助金の執行状況について必要があると認めるときは、設置者等に対して報告を求め、又は職員をして調査させることができる。

2 市長は、設置者等が事実と異なる内容で請求、報告、申請等を行った場合又は前項の規定に基づく調査においてその執行に疑義が生じた場合は、是正させ、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(関係書類の保存)

第 19 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日以降の補助金交付に係るものから適用する。令和 3 年 3 月 31 日以前の補助金交付に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 6 月 3 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

【別表 1】 私立幼稚園等預かり保育事業実施園における補助基準額表

区分	月平均利用人数（※ 1）	補助基準額（月額上限）	補助金額（月額上限）
1	1人以上10人以下	40,000円	20,000円
2	11人以上20人以下	80,000円	40,000円
3	21人以上30人以下	120,000円	60,000円
4	31人以上40人以下	160,000円	80,000円
5	41人以上50人以下	200,000円	100,000円
6	51人以上60人以下	240,000円	120,000円
7	61人以上70人以下	280,000円	140,000円
8	71人以上80人以下	320,000円	160,000円
9	81人以上90人以下	360,000円	180,000円
10	91人以上	400,000円	200,000円

※ 1：月平均利用人数について

補助金申請の前年度における私立幼稚園等預かり保育事業補助金の補助対象園児の年間合計人数を事業実施月数で除して得た人数。ただし、1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

ただし、補助金申請年度から私立幼稚園等預かり保育事業を開始する幼稚園においては、横浜市私立幼稚園預かり保育事業実施要綱及び横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業実施要綱に規定する事業計画書に記載した預かり保育受入予定人数とする。

【別表 2】 私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園における補助基準額表

区分	月平均利用人数（※ 2）	補助基準額（月額上限）	補助金額（月額上限）
2-1	1人以上6人以下	40,000円	20,000円
2-2	7人以上	80,000円	40,000円

※ 2：月平均利用人数について

補助金申請の前年度における私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金の補助対象園児の年間合計人数を事業実施月数で除して得た人数。ただし、1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

ただし、補助金申請年度から私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業を開始する幼稚園においては、横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金交付要綱に規定する事業実施計画書兼実績明細書に記載した利用児童の受入枠とする。

年度横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金交付申請書

横浜市長

法人所在地

法人名

法人代表職氏名

園名

横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金交付要綱を遵守します。

1 補助事業の内容（項目に○を付ける）

(1) 幼稚園に勤務する幼稚園教諭等に住居手当を支給

(2) 幼稚園に勤務する幼稚園教諭等用に宿舍を借り上げ

2 交付申請金額

3 補助事業の対象期間

_____年 月分から _____年 月分まで

4 添付書類

- (1) 横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金 事業計画書（第2号様式）
- (2) 横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金 収支予算書（第3号様式）
- (3) 横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金 補助対象幼稚園教諭等一覧（別紙1）
- (4) 就業規則及び給与規定等の住居手当等に関する規定が確認できる書類
- (5) 不動産賃貸借契約書（写し）
- (6) 幼稚園教諭免許状及び保育士証及び看護師免許証（写し）

年度横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金変更交付申請書

横浜市長

法人所在地

法人名

法人代表職氏名

園名

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金について、下記のとおり事業内容等の変更がありましたので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金交付要綱を遵守します。

1 変更内容（項目に○を付ける）

- (1) 補助対象幼稚園教諭等の変更
 (2) 補助対象となる賃貸住宅等の変更
 (3) 補助対象期間の変更

変更後の補助対象期間： 年 月から 年 月まで

- (4) 就業規則及び給与規定等の住居手当等に関する規定の変更
 (5) その他（内容： ）

2 交付申請金額

3 添付書類

- (1) 横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金 事業計画書（第2号様式）
 (2) 横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金 収支予算書（第3号様式）
 (3) 横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金 補助対象幼稚園教諭等一覧（別紙1）
 (4) 就業規則及び給与規定等の住居手当等に関する規定が確認できる書類
 (5) 不動産賃貸借契約書（写し）
 (6) 幼稚園教諭免許状及び保育士証及び看護師免許証（写し）
 (7) その他（内容： ）

年度横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金事業計画書

幼稚園名： _____

1 事業概要

対象事業	月平均利用人数	補助区分	補助基準額(月額)①	補助事業実施期間	補助対象月数②
私立幼稚園等預かり保育事業：					
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業：					

2 補助金申請額

番号	対象者氏名	対象期間		住居手当等		補助基準額(年額) 【①×②】
				(月額)	(年額)	
1						/
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計	人				【A】	【B】

実際の住居手当等の額(年間) 【A】	補助区分による補助基準額(年間) 【B】	交付申請額(【A】と【B】を比較し、小さい方の金額の1/2)

年度 横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金 収支予算書

幼稚園名： _____

収 入		支 出	
横浜市補助金収入	円 _____	住居手当	円 _____
(借り上げ宿舎の場合) 幼稚園教諭等本人負担	円 _____	(借り上げ宿舎の場合) 賃借料	円 _____
その他収入	円 _____	その他支出	円 _____
【内訳】 設置者負担	円 _____	【内訳】	円 _____
_____	円 _____	_____	円 _____
合計	円	合計	円

※1) 横浜市補助金収入金額は、第1号様式(変更交付申請の場合は第1号様式の2)の交付申請金額と一致させてください。

※2) 収入と支出の合計額は一致させてください。

様

横 浜 市 長

年度 横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金交付決定通知書

先に申請のありました 年度横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金について、次のとおり条件を付けて交付することを決定しましたので、通知します。

1 幼稚園名

2 補助金交付決定額

¥

3 支払時期

4 補助区分

5 補助対象幼稚園教諭等の人数

6 補助対象期間

7 交付条件

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則第7条第1号から第3号の定めに従ってください。
- (2) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金交付要綱の定めに従ってください。
- (3) 事業完了後、速やかに横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金実績報告書を提出してください。補助金申請額は、見込みに基づき交付決定額を算出していますので、実績報告書に基づいて補助金額を変更することがあります。

様

横 浜 市 長

年度 横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金変更交付決定通知書

先に変更交付申請のありました 年度横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金について、次のとおり交付額等を変更し、条件を付けて交付することを決定しましたので、通知します。

1 幼稚園名

2 補助金変更交付決定額

¥

3 支払時期

4 変更後の補助区分

5 変更後の補助対象幼稚園教諭等の人数

6 変更後の補助対象期間

7 交付条件

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則第7条第1号から3号の定めに従ってください。
- (2) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金交付要綱の定めに従ってください。
- (3) 事業完了後、速やかに横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金実績報告書を提出してください。補助金申請額は、見込みに基づき交付決定額を算出していますので、実績報告書に基づいて補助金額を変更することがあります。

様

横 浜 市 長

年度 横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金不交付決定通知書

先に申請のありました 年度横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金について、次のとおり不交付することを決定しましたので、通知します。

1 幼稚園名

2 不交付の理由

年度横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金実績報告書

横浜市長

法人所在地

法人名

法人代表職氏名

園名

年 月 日に交付決定を受けた横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金の実績について、次のとおり報告します。

1 補助金交付対象額

2 補助対象経費

3 添付書類

- (1) 横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金 実績明細書 (第7号様式)
- (2) 横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金 収支計算書 (第8号様式)
- (3) 貸金台帳及び給与台帳等の住居手当支給額等が確認できる書類

年度横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金実績明細書

幼稚園名： _____

1 事業概要

対象事業	月平均利用人数	補助区分	補助基準額(月額)①	補助事業実施期間	補助対象月数②
私立幼稚園等預かり保育事業：					
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業：					

2 補助金交付対象額

番号	対象者氏名	対象期間		住居手当等		補助基準額(年額) 【①×②】
				(月額)	(年額)	
1						/
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計	人				【A】	【B】

実際の住居手当等の額(年間) 【A】	補助区分による補助基準額(年間) 【B】	交付対象額(【A】と【B】を比較し、小さい方の金額の1/2)

年度 横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金 収支計算書

幼稚園名： _____

収 入		支 出	
横浜市補助金収入	円 _____	住居手当	円 _____
(借り上げ宿舎の場合) 幼稚園教諭等本人負担	円 _____	(借り上げ宿舎の場合) 賃借料	円 _____
その他収入	円 _____	その他支出	円 _____
【内訳】 設置者負担	円 _____	【内訳】	円 _____
_____	円 _____	_____	円 _____
合計	円	合計	円

※ 1) 横浜市補助金収入金額は、第 6 号様式の補助金交付対象額と一致させてください。

※ 2) 収入と支出の合計額は一致させてください。

様

横 浜 市 長

年度 横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金確定通知書

先に交付決定した 年度横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金については、実績報告に基づき、交付額を次のとおり確定したので通知します。

1 幼稚園名

2 補助金交付確定額

¥

年度横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金請求書

横浜市長

法人所在地	_____
法人名	_____
法人代表職氏名	_____ 印
園名	_____

年度横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金を下記のとおり請求します。

1 請求金額

2 振込先口座

銀行名	
支店名	
口座の種類	
口座番号	
口座名義人 (カ ナ)	

本件振込については上記名義人宛振込願います。

法人名	_____
法人代表職氏名	_____ 印

(留意事項) 請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

市外に所在する賃貸住宅等が必要な理由書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

法人所在地

法人名

法人代表職氏名

園名

横浜市幼稚園教諭等住居手当補助事業について、次の理由により、市外に所在する物件を補助対象賃貸住宅として、申請します。

(補助対象となる幼稚園教諭等・賃貸住宅等)

幼稚園教諭等の氏名	
住所（建物名・部屋番号まで）	

理 由

--